

地元農産物PR事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内で生産される農産物の消費拡大に向けたPR活動及び地産地消の推進を目的として実施する事業に対して、地元農産物PR事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、網走市補助金等交付規則（昭和57年網走市規則第18号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付対象となるものは、市内で生産される農産物の消費拡大に向けたPR活動及び地産地消の推進を目的とした事業を実施する団体等

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は交付対象としない。

（1）営利を目的とする団体

（2）政治活動及び宗教活動を目的とする団体

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2項に定める暴力団またはその構成員の統制下にある団体

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象とする事業は、第1条の目的を達成する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。ただし、不相当と判断されるものは除く。

（1）消耗品費

（2）会場使用料

（3）郵便料

（4）広告料

（5）イベント実施に係る保険料

（6）印刷製本費（チラシ等）

（7）人件費（講師謝礼に限る。）

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。

（補助事業の申請等）

第6条 補助金の申請、請求等の手続きは、補助規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。